

建設工事請負契約標準書式（国債用・単債用）新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第7条（略）</p> <p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p><u>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</u></p> <p>2～3（略）</p> <p>第8条から第9条（略）</p> <p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）、<u>同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）</u>又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。<u>監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）</u>又は専門技術者を変更したときも同様とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 現場代理人、<u>監理技術者等</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>7（略）</p> <p>第11条（略）</p> <p>（工事関係者に関する措置請求）</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>監理技術者等</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督職員は、<u>監理技術者等</u>又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。</p>	<p>第1条から第7条（略）</p> <p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p><u>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</u></p> <p>2～3（略）</p> <p>第8条から第9条（略）</p> <p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。<u>主任技術者、監理技術者</u>又は専門技術者を変更したときも同様とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 現場代理人、<u>主任技術者、監理技術者</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>7（略）</p> <p>第11条（略）</p> <p>（工事関係者に関する措置請求）</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>主任技術者若しくは監理技術者</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督職員は、<u>主任技術者若しくは監理技術者</u>又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。</p>

建設工事請負契約標準書式（国債用・単債用）新旧対照表

新	旧
<p>3～5 (略)</p> <p>第13条から第23条 (略)</p> <p><u>(著しく短い工期の禁止)</u> <u>第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p>第24条から第28条 (略)</p> <p>(不可抗力による損害) 第29条 工事の目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに<u>も</u>帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第30条から第33条 (略)</p> <p>(前金払) 第34条 (略) 2～5 (略) 6 各会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下この条及び次条において同じ。）が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った当該会計年度における前払金の額が減額後の出来高予定額の10分の6（同項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）を超えるときは、発注者は、期限を定めて、受注者から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該出来高予定額の10分の6（同項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）に相当する額を差し引いて得た<u>金額</u>（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>第35条から第37条 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>第13条から第23条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条から第28条 (略)</p> <p>(不可抗力による損害) 第29条 工事の目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第30条から第33条 (略)</p> <p>(前金払) 第34条 (略) 2～5 (略) 6 各会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下この条及び次条において同じ。）が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った当該会計年度における前払金の額が減額後の出来高予定額の10分の6（同項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）を超えるときは、発注者は、期限を定めて、受注者から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該出来高予定額の10分の6（同項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）に相当する額を差し引いて得た<u>額</u>（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>第35条から第37条 (略)</p>

建設工事請負契約標準書式（国債用・単債用）新旧対照表

新	旧
<p>(部分引渡し) 第38条 第31条及び第32条の規定は、工事の目的物につき発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第6項中「工事の完成」とあるのは「指定部分に係る工事の完成」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同項及び第32条の見出し及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第39条から第40条 (略)</p>	<p>(部分引渡し) 第38条 第31条及び第32条の規定は、工事の目的物につき発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第1項及び第6項並びに第32条第1項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第6項中「工事の完成」とあるのは「指定部分に係る工事の完成」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同項及び第32条の見出し及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第39条から第40条 (略)</p>
<p>(発注者の任意解除権) 第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第43条又は第43条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第42条から第43条の2 (略)</p>	<p>(発注者の任意解除権) 第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第43条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第42条から第43条の2 (略)</p>
<p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) 第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第42条又は第43条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>第45条から第49条 (略)</p>	<p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) 第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>第45条から第49条 (略)</p>
<p>(発注者の違約金請求等) 第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第42条又は第43条の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。</p> <p>イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人</p> <p>ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人</p>	<p>(発注者の違約金請求等) 第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第42条又は第43条若しくは第43条の2の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。</p> <p>イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人</p> <p>ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人</p>

建設工事請負契約標準書式（国債用・単債用）新旧対照表

新	旧
<p>ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人 2～3 （略）</p> <p>（不正行為に伴う損害の賠償） 第49条の3 （略） 2 （略） 3 前2項の規定は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。 4 （略）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>（契約不適合責任期間等） 第51条 （略） 2～8 （略） 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。 10 （略）</p> <p>第52条 （略）</p> <p>（あっせん又は調停） 第53条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>監理技術者等</u>又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>第54条以下 （略）</p>	<p>ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人 2～3 （略）</p> <p>（不正行為に伴う損害の賠償） 第49条の3 （略） 2 （略） 3 前2項の規定は、第31条第4項から第6項までの規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>（契約不適合責任期間等） 第51条 （略） 2～8 （略） 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第<u>第1項</u>に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。 10 （略）</p> <p>第52条 （略）</p> <p>（あっせん又は調停） 第53条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>主任技術者若しくは監理技術者</u>又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>第54条以下 （略）</p>